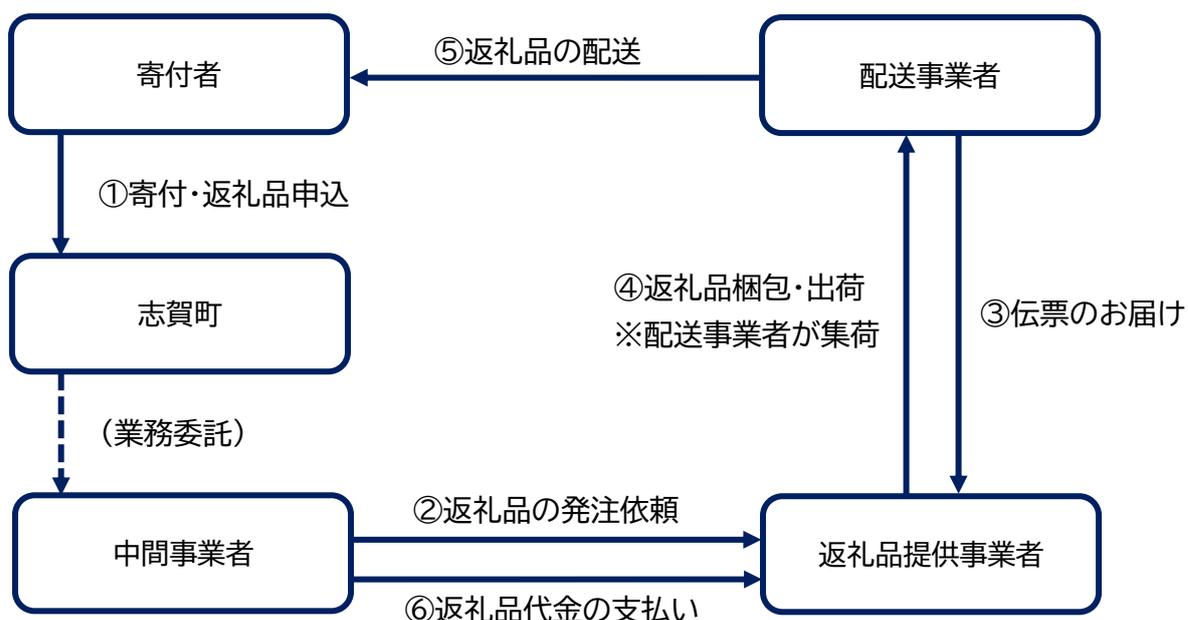


1 目的

ふるさと納税（寄付金）制度を通して志賀町に寄付を行っていただいた方へ、感謝の意と共に志賀町の魅力を発信し、更なる寄付を促進するため、寄付者に対する商品・サービス（以下「返礼品」という。）を提供する法人、団体又は個人事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）及び返礼品を募集する。

【ふるさと納税（寄付金）制度のイメージ】



2 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、次の要件を全て満たしている場合でも、総合的に判断して、志賀町が返礼品提供事業者として適当でないと認める場合がある。

- (1) 各種法令規則（食品衛生法、食品表示法、酒税法、漁業法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法、旅館業法等）を遵守し、生産・製造・販売・サービスの提供等を行っていること。
- (2) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等の生産拠点のいずれかが志賀町内にある法人、団体又は個人事業者であること。ただし、これらに準ずる事業者として志賀町が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 他者が生産する商品・サービスを仕入れて返礼品として取り扱う場合は、当該返礼品の生産・提供者は本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等の生産拠点のいずれかが志賀町内にある法人、団体又は個人事業者に限るものとし、かつ、(1)、(2)、(4)の要件に適合するものとする。

- (4) 志賀町税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員（以下「暴力団員等」という。）又は、暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。
- (6) 志賀町がふるさと納税推進事業の業務を委託している事業者（以下「中間事業者」という。）との連携や志賀町と中間事業者が指定する対応（受発注や配送の方法など）が可能であること。
- (7) 品質及び数量について、安定的に返礼品を供給できること。ただし、数量や期間について限定して提供するものについては、あらかじめ志賀町と中間事業者と協議のうえ、その範囲内の供給でよいものとする。

3 返礼品の要件

返礼品は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 志賀町の魅力やイメージの向上、地域産業の活性化、寄付増進に資するものであること。
- (2) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）やこの告示に関する総務省通知を遵守し、これに適合するものであること。（※別紙①「地場産品基準」参照）
なお、返礼品の登録時において、改正後の地場産品基準（以下「新基準」という。）が公布されているときは、新基準の適応日以前であっても、新基準を満たすものであること。
- (3) 原材料、品質、機能、表示、衛生、安全性、その他の一切の事項において、関係法令や各地方自治体の条例、業界慣行に基づく基準を遵守し、徹底した品質管理体制が整っていること。
- (4) 自ら生産したもの以外の場合は、志賀町の返礼品とすることについて生産者の同意を得ていること。
- (5) 食品を提供する場合は、返礼品が到着した後一定期間（概ね1週間以上）の賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）については、この限りではない。
また、運搬にあたっては、食品衛生法等に基づき、運搬方法等に留意すること。
- (6) サービスを提供する場合は、指定のサービス以外及び本町以外で利用不可となる措置を講じること。

4 申込方法及び掲載までの流れ

返礼品提供事業者として返礼品の提供を希望する場合は、「志賀町ふるさと納税返礼品提供事業者誓約書」（様式第1号）に次の書類を添付のうえ、志賀町企画財政課震災復興創生室窓口へ書類を提出、又は指定する内容を記載したメールを送信する。

<添付書類>

- (1) 返礼品を製造、販売するにあたり必要な免許及び許可の確認票（様式第2号）
※免許及び許可を証明する書類（官公庁等から発行されたもの）の写しを添付
- (2) PL（生産物賠償責任）保険加入有無の確認票（様式第3号）

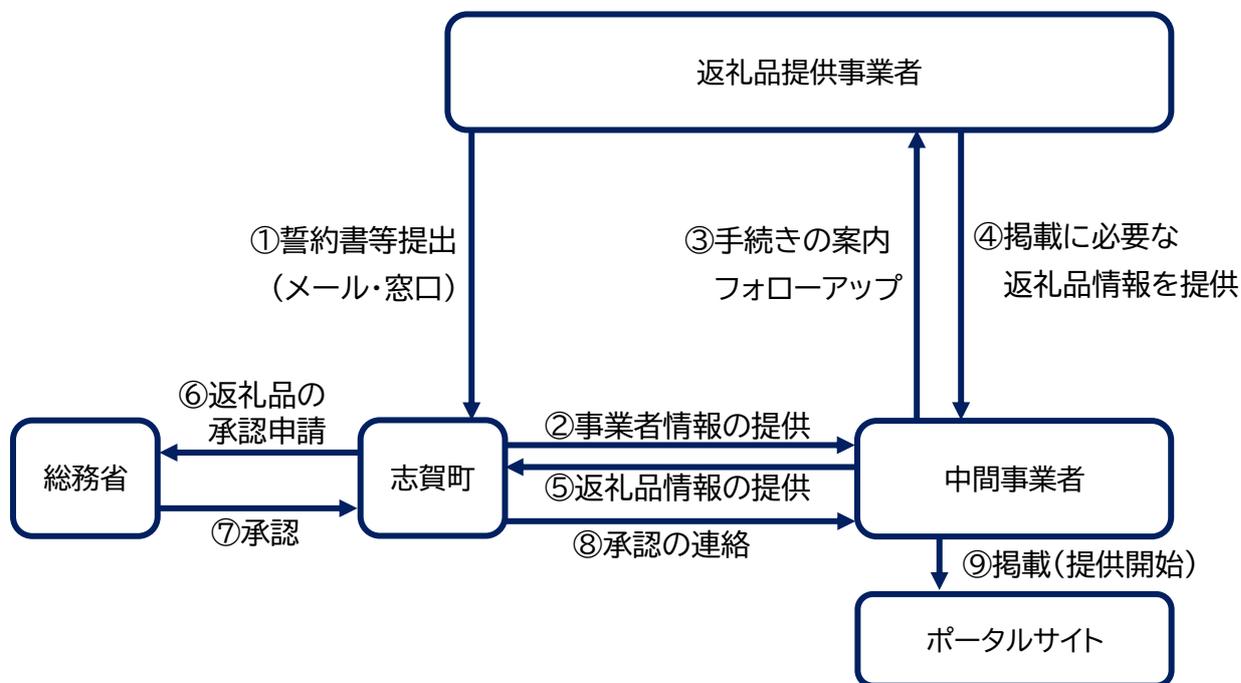
メールの場合は、次の事項を入力し、必要書類を添付して送信すること。

- ・件名：志賀町ふるさと納税返礼品提供事業者の申込について
- ・本文：①本社・支社・事業所・工場等の所在地②事業者名③部署名④担当者名
⑤電話番号⑥メールアドレス⑦商品・サービスの概要等

提出された書類の内容を志賀町で確認後、この要項の規定を満たす返礼品提供事業者と判断された場合は、事業者登録、返礼品登録等の手続について、中間事業者の指示に従い、所定の手続きを行うこと。

また、新規の返礼品を提供するにあたっては、総務省が規定する返礼品の承認手続きを志賀町が行い、審査結果を中間事業者へ通知する。ただし、総務省の承認が得られない場合は、返礼品の提供を不可とし、その旨志賀町から返礼品提供事業者及び中間事業者へ通知するものとする。なお、総務省への返礼品の承認手続きは、原則年1回（ふるさと納税の次期指定に係る申出を提出する時（※毎年7月頃））とし、総務省より随時申出が可能な旨の通知があったときは、この限りではない。

【返礼品掲載までの流れ】



5 返礼品の代金及び寄付金額の設定

返礼品の代金と寄付金額については、次のとおりとする。

- (1) 返礼品の代金は、商品・サービスの代金、消費税及び地方消費税総額並びに梱包代を含むものとする。
- (2) 設置費用等が別途発生する場合、その額は返礼品の代金に含めるものとする。なお、設置等の手続きは返礼品提供事業者が行うこと。
- (3) 寄付金額は、(1) 及び (2) に基づく返礼品の代金、配送料、その他手数料等を勘案し、1,000円単位に切り上げた額を基本として、志賀町が決定する。

6 返礼品提供事業者の業務内容

返礼品提供事業者の業務内容等については次のとおりとし、「8. その他留意事項」と合わせて適切な対応を行うこと。

- (1) 返礼品提供事業者は、中間事業者から発注を受けたときは、遅滞なく速やかに返礼品を配送すること。ただし、返礼品の性質等により、即時対応が困難なものについては、返礼品登録時にその旨を明示すること。
また、破損しやすい返礼品については、厳重に梱包を行うこと。
- (2) ふるさと納税の運用（地場産品基準や国の規定に関すること及び各種法令規則等）において、志賀町や中間事業者からの調査・確認（以下「調査等」という。）があったときは、これに必ず応じること。また、商品・サービスを提供するにあたって遵守すべき事項が記載された書類等を整備、保存し、依頼があった場合は、速やかに書類を提出すること。
なお、現地にて調査等が必要となった場合は、日程を調整のうえ対応すること。
- (3) 志賀町又は中間事業者が依頼した場合は、返礼品を配送する際にパンフレット等の同封にも対応すること。
- (4) 次の各号に該当すると判明した場合には、直ちに志賀町及び中間事業者に報告し、必要な対応を行うこと。
 - ①返礼品の仕様（返礼品代金を含む。）等を変更する場合
 - ②返礼品の提供を辞退する場合
 - ③返礼品の提供が遅延又は提供できなくなる場合
 - ④返礼品の品質又は配送過程での事故等のトラブルが生じた場合
 - ⑤返礼品提供事業者の組織について改編があった場合や「4. 申込方法及び掲載までの流れ」で示す提出書類の記載内容に変更が生じた場合
 - ⑥次項の対応が生じた場合
- (5) 返礼品の提供にかかる問い合わせ、苦情、事故及びトラブル（配送に関するトラブルを含む。）等に対して、中間事業者と連携し、責任と誠意をもって真摯に対応し、解決に努めること。なお、返礼品の品質に関する苦情等の対応や補償等に要した費用については、志賀町は一切の責任を負わないものとする。

7 配送料及び返礼品代金の支払いについて

返礼品の配送料及び返礼品代金の支払いについては、次のとおりとする。

- (1) 配送料については、原則志賀町が全額負担する。ただし、返礼品提供事業者に起因する再配送が発生した場合は、再配送に係るすべての費用（返礼品代金及び配送料）を返礼品提供事業者が負担すること。なお、配送業者の瑕疵による場合は、この限りでない。また、この場合においても返礼品提供事業者は責任をもって解決することとし、解決にかかる経費（配送料や代替品による補償等）等について、志賀町は一切負担しない。
- (2) 返礼品代金の支払いについては、中間事業者が指定する方法（振込期日等を含む。）とし、振り込みに必要な情報提供を行うこと。

8 その他留意事項

(1) 個人情報の保護

寄付者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏洩してはならない。ただし、返礼品の送付にあたり同梱した自社の商品カタログ、チラシ等を通じた申込み等で入手した個人情報については、この限りではない。守秘義務及び個人情報の保護に関する詳細については、別紙②「守秘義務及び個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

- (2) 次のいずれかに該当する場合、志賀町は返礼品の登録を取り消すことができるものとする。この場合において、登録を取り消された返礼品提供事業者に損害が生じても、志賀町及び中間事業者は一切その責めを負わない。また、志賀町及び中間事業者並びに寄付者を含む第三者に生じた損害や取り消し以前に発生している責務は、返礼品提供事業者の責任のもと真摯に対応し、完遂又は補償しなければならないものとする。

- ① 関連する各種法令等（食品衛生法、食品表示法、旅館業法等）に違反した場合
- ② 返礼品や返礼品提供事業者が本要項の規定に違反した場合
- ③ 誓約書の内容に虚偽があった場合
- ④ 志賀町又は寄付者に対して損害を及ぼす行為があった場合
- ⑤ 総務大臣の指導・通達等を受けて、志賀町が不適と認めた場合
- ⑥ その他、志賀町が不適と認めた場合

- (3) 返礼品の提供において、関連する各種法令等の違反が疑われる場合は、志賀町は各種法令の措置権限を有する行政機関、部署へ情報共有を行い、取扱い停止などの措置を講じる。
- (4) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、志賀町との協議によるものとする。

別紙①「地場産品基準」

返礼品提供事業者が提供する返礼品等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
(総務省告示第179号(令和6年6月28日最終改正)第5条参考)

- 1 志賀町内において生産されたもの。(鮮魚・野菜・果物など未加工のもの)
- 2 返礼品等の原材料の主要な部分が、志賀町内で生産されたもの。
- 3 志賀町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことより相応の付加価値が生じているもの。
- 3のイ 石川県内で生産された食肉又は玄米を原材料として、志賀町内にて肉の熟成や玄米の精米をおこなったもの。
- 3のロ 志賀町内にて製品の企画立案等、製品に実質的な変更を加えない工程を行っており、製造業者より、当該製品の価値の過半が志賀町内で生じている旨の証明がなされたもの。
- 4 志賀町内において生産されたもので、近隣の他市町において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在が避けられない場合に限る。)であること。
- 5 広報の目的で生産された志賀町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称等から町独自の返礼品であることが明白なもの。
- 6 前各号に該当する返礼品と当該返礼品に附帯するものとを合わせて提供するもので、当該返礼品の価値が提供するものの価値全体の7割以上であること。
(例) ○→志賀町で製造されたそばと町外で製造されたそばつゆのセット
×→志賀町で製造したタオルと海外製の空気清浄機のセット
- 7 志賀町内で提供される役務その他これに準ずるもの(宿泊は除く。)であって、役務の主要な部分が志賀町に相当程度関連性のあるもの。
- 7の2 志賀町内に所在する宿泊施設(区域内のみで運営)の宿泊の提供に係る役務。
- 7の3イ 前号に該当しない宿泊施設が提供する役務で、1泊5万円以内のもの。
- 7の3ロ 前号に該当しない宿泊施設が提供する役務で、特定非常災害として指定された災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方自治体により提供されるもの。
- 7の4 志賀町内において地域のエネルギー源より発電された電気であること。
- 8のイ 近隣の他市町と共同で、これらの区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品とするもの。
- 8のロ 石川県が県内の複数の市町と連携し、連携する市町の区域内において、前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品とするもの。
- 8のハ 石川県が県内の複数の市町において、地域資源として相当程度認識されている物品及び市町を認定し、当該物品を当該市町がそれぞれ返礼品とするもの。
- 9 震災、風水害、落雷、火災、その他これらに類する災害による甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品を提供できなくなった場合において、当該返礼品の代替するものとして提供するものであること。
- 9 9 前各号のいずれかに該当する返礼品のみと交換させるために提供するものであること。
- セット 前各号のいずれかに該当する返礼品同士を組み合わせた返礼品であること。

別紙②

守秘義務及び個人情報に関する特記事項

本書における用語の意義は、特段の定めのない限り、志賀町ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項（以下「募集要項」という。）の定義に準じるものとする。

1 秘密情報の定義

- (1) 本書において秘密情報とは、募集要項「6 返礼品提供事業者の業務内容」に記載された業務やそれに付随する業務等（以下「業務」という。）を行う際に、志賀町（中間事業者を含む。以下同じ）から開示された営業上技術上の一切の情報をいい、返礼品提供事業者は、秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理する義務を負うこと。

ただし、次の各号の一つに該当する情報であることが書面で立証される場合は、当該

秘密情報から除外する。

- ①開示を受ける以前に、既に公知である情報
- ②開示を受ける以前に、返礼品提供事業者が既に知得していた情報
- ③開示を受けた後、返礼品提供事業者の責に帰しえない事由により公知となった情報
- ④正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得した情報
- ⑤開示を受けた情報によらず、独自に開発した情報

- (2) 前号の規定にかかわらず、返礼品提供事業者が志賀町より開示を受けた個人情報については、秘密である旨の表示の有無にかかわらず、善良な管理者の注意をもって管理する義務を負う。

- (3) 志賀町は、寄付者の個人情報を提供するにあたっては、情報漏洩に細心の注意を払うこととする。また、返礼品提供事業者は、これについて細心の注意をもって取り扱うものとする。

- (4) 秘密情報の授受は、志賀町と返礼品提供事業者の双方で予め決めた責任者が窓口となって行うものとする。

2 使用目的

- (1) 返礼品提供事業者は、業務の実施に必要な範囲内でのみ秘密情報を取り扱うことができる。返礼品提供事業者は業務の範囲を超えて秘密情報を加工、利用、盗用又は改ざんをしてはならない。

3. 秘密保持

- (1) 返礼品提供事業者は、所定の担当者以外の者に秘密情報を取り扱わせてはならない。
- (2) 返礼品提供事業者は、所定の区域においてのみ秘密情報を取り扱うこととする。

- (3) 返礼品提供事業者は、秘密情報の取扱いについて、事前に志賀町の承諾を得ない限り第三者に委託することはできない。ただし、事前に志賀町の承諾を得た場合であったとしても、返礼品提供事業者は当該委託先を責任をもって監督するとともに、返礼品提供事業者が志賀町に対して負う秘密保持に関する義務と同等の義務を委託先に対して負わしむることとし、万が一委託先において問題が発生した場合には、志賀町に対しその責任を負うものとする。
- (4) 返礼品提供事業者は、秘密情報を本業務の遂行に必要な範囲を超えて複製又は複写してはならない。
- (5) 返礼品提供事業者は、業務終了後3ヶ月以内に寄付者の個人情報その他秘密情報を、その複製物、複写物も含めて廃棄しなければならない。業務の遂行において不要となった場合で志賀町の指示があった場合でも同様とする。

4 報告及び監査

- (1) 返礼品提供事業者は、志賀町から預かった秘密情報を廃棄するまでは、志賀町からの請求があった場合には秘密情報の取扱いにつき第6項の内容を含む志賀町が求める事項を報告しなければならない。
- (2) 志賀町は、情報漏洩事故の発生その他特に重大な問題が生じた場合には、返礼品提供事業者の秘密情報の取扱状況につき、前項の報告とは別に必要な監査を行うことができる。

5 責任分担

- (1) 返礼品提供事業者は、秘密情報の紛失、漏洩、盗難等の事故が生じたか又は生じるおそれがある場合には、速やかに志賀町に対しこれを報告し、志賀町の指示に従い原因究明及び損害の拡大防止に努め、適切な措置を講じなければならない。
- (2) 返礼品提供事業者は、自らの責めに帰すべき事由（第3項第3号の再委託先を含む）により前項の事故が生じた場合、志賀町に対し損害賠償（逸失利益を含む）の責を負うこととする。
- (3) 万が一情報管理につき事故が発生し、本人その他の第三者から損害賠償の請求がなされた場合には、志賀町と返礼品提供事業者とで協議のうえ、その責任に応じて負担割合、補填方法を決定する。

6 個人情報に関する特則

- (1) 返礼品提供事業者が志賀町より預託を受けた秘密情報が志賀町の保有する個人情報にあたる場合には、返礼品提供事業者は個人情報保護の重要性を認識しつつ、自社内で適切な安全管理体制を整備しこれを維持するとともに、特に以下の措置を講じなければならない。
 - ①返礼品提供事業者は、個人情報を取り扱う者を業務を遂行するために必要最小限の者に制限する。
 - ②返礼品提供事業者は、志賀町が求めた場合、前号により取扱いを認めた者を管理す

る責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）を任命し、様式第1号「志賀町ふるさと納税返礼品提供事業者誓約書」にて志賀町に通知する。

- ③返礼品提供事業者（個人情報管理責任者がいる場合には、個人情報管理責任者）は、個人情報の漏洩、滅失、毀損等の問題が起きないように、パスワードの設定、アクセス制限の設定など適切な管理を行う。

7 有効期間

本書の有効期限は、返礼品提供事業者がすべての返礼品の提供を停止した時とし、この場合は、直ちに秘密情報を廃棄しその旨を志賀町に書面（任意の様式）で通知することとする。ただし、秘密情報及び個人情報の取扱いについては、その後も引続き有効なものとする。